

繰越欠損金の 「期限＆限度額」早見ブック



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

繰越欠損金の「期限＆限度額」早見ブック

| 決算書のどこに記載されるか

税務上の「繰越欠損金」という名称は、貸借対照表（B/S）には直接表示されません。会計上は、将来税金が安くなる効果を見積もり、「繰延税金資産」（投資その他の資産など）として計上します。

※税務申告書においては、「別表七（欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書）」で管理します。

| 繰越できる期間（時効）

法令改正により、欠損金の繰越期間は延長されています。

- ・2018年（平成30年）4月1日以後に開始した事業年度：10年間
- ・それ以前に開始した事業年度：9年間

※古い欠損金から順に消化（相殺）されていきます。期間を過ぎると切り捨てとなり、相殺できなくなります。

繰越欠損金の「期限＆限度額」早見ブック

控除限度額の違い（中小企業vs大企業）

繰り越した欠損金を、その年の黒字から「どれだけ引けるか」には上限があります。

企業の区分	控除限度額	備考
中小法人等 (資本金1億円以下など)	所得金額の100%	黒字を全額相殺し、法人税をゼロにすることも可能
大法人 (資本金1億円超など)	所得金額の50%	黒字の半分までしか相殺できず、残り半分には課税される

※設立から7年以内の法人は、大法人であっても100%控除が認められる特例があります。ただし、資本金1億円以下の中小企業であっても、資本金5億円以上の大法人の100%子法人（完全支配関係がある場合）である場合は、中小法人等の特例措置が適用されません。

繰越欠損金の「期限＆限度額」早見ブック

| 制度適用の必須条件

繰越欠損金を利用するには、以下の要件を満たしている必要があります。

- ・**青色申告書の提出**：赤字が出た年度に青色申告をしていること。
- ・**連続した申告**：その後も毎年連続して確定申告書を提出していること（赤字・黒字に関わらず、期限内申告に限る）。
- ・**帳簿の保存**：適切に帳簿書類を保存していること（原則10年間）。